

亀山市告示第1号

亀山市肥料価格高騰対策事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年1月10日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市肥料価格高騰対策事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、肥料価格高騰対策事業費補助金交付等要綱（令和3年12月20日付け3農産第2155号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）及び肥料価格高騰対策事業実施要領（令和3年12月20日付け3農産第2156号農林水産省農産局長通知。以下「実施要領」という。）（以下これらを「国の要綱等」という。）並びに三重県農業再生協議会肥料価格高騰対策事業業務方法書（令和4年9月13日施行。以下「業務方法書」という。）に基づき、亀山市肥料価格高騰対策事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、肥料価格の高騰による農業経営への影響を緩和し、農業経営の安定化を図るとともに、化学肥料の使用量の低減を進めることを目的とする。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 実施要領第3に規定する取組実施者であること。
- (2) 実施要領第9の4の(2)の採択を受けていること。
- (3) 実施要領別記3の第2の1の(1)に規定する取組要件を満たす販売農業者（市内に住所又は主たる事業所を有するものに限る。以下「参加農業者」という。）を取りまとめること。

(補助金の額等)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内において、国の要綱等に基づく支援金の額に70分の15を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

2 前項の算定は、参加農業者ごとに行う。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする交付対象者は、肥料価格高騰対策事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 肥料価格高騰対策事業参加農業者名簿(業務方法書様式第1-2号)の写し
- (2) 誓約書(業務方法書様式第1-3号)の写し
- (3) 化学肥料低減計画書(業務方法書様式第2号)の写し
- (4) 肥料価格高騰対策事業採択通知書(業務方法書様式第3号)の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(計画の変更)

第5条 補助金の交付の決定を受けた交付対象者は、亀山市補助金等交付規則(平成17年亀山市規則第32号)第4条の規定により補助金の交付の決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)の内容又は経費の配分若しくは金額の変更をしようとするときは、直ちに肥料価格高騰対策事業費補助金事業計画変更承認交付申請書(様式第2号。以下「変更承認申請書」という。)に市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の変更承認申請書を受理したときは、変更内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付の決定を変更することができる。

(補助金の交付及び支援金の支払)

第6条 市長は、補助金の交付の決定を行った交付対象者に対し、補助金の額の全部を概算払により交付することができる。

2 前項の規定により補助金の交付を受けた交付対象者は、第3条の規定により参加農業者ごとに算定した額(以下「支援金」という。)を、当該参加農業者ごとに支払うものとする。この場合において、当該交付対象者は、参加農業者の同意を得た上で、支援金から振込等に要する費用を差し引いた額を支払うことができる。

(実績の報告)

第7条 交付対象者は、前条第2項の規定により支援金の支払が完了したときは、肥料価格高騰対策事業費補助金実績報告書(様式第3号)に支援金支払完了報告書(様式第4号)を添付して、市長に提出しなければならない。

(事後の検査)

第8条 交付対象者は、業務方法書第8条に規定する取組実施状況報告書（業務方法書様式第5—1号）を提出したときは、当該報告書及びその添付書類（業務方法書様式第5—2号）の写しを市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の提出を受けたときは、その内容を確認し、必要があると認めるときは、現地確認を行うことができる。

（補助金の返還）

第9条 市長は、交付対象者が実施要領第10の規定により交付等要綱第2に規定する肥料価格高騰対策事業費補助金の返還を求められたときは、当該交付対象者に交付した補助金の額の全部又は一部を返還させることができる。

2 市長は、前項の規定による補助金の返還について、国の要綱等による肥料価格高騰対策事業の事業実施主体である三重県農業再生協議会長と協議を行い、補助金の返還額等を決定するものとする。

（書類の保管）

第10条 交付対象者は、第4条に規定する補助金の交付の申請に係る書類を補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存するとともに、市長から提出を求められた場合には、当該書類又は当該書類の写しを提出しなければならない。

（その他）

第11条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

年 月 日

亀山市長 宛

申請者 住所
(主たる事務所の所在地)

氏名
(団体等名及び代表者名)

※本人(代表者)が署名しない場合は、記名押印してください。

連絡先

肥料価格高騰対策事業費補助金交付申請書

肥料価格高騰対策事業費補助金の交付を受けたいので、肥料価格高騰対策事業費補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 秋肥及び春肥の別
秋肥 ・ 春肥

2 交付申請額

円

3 添付書類

- (1) 肥料価格高騰対策事業参加農業者名簿（業務方法書様式第1-2号）の写し
- (2) 誓約書（業務方法書様式第1-3号）の写し
- (3) 化学肥料低減計画書（業務方法書様式第2号）の写し
- (4) 肥料価格高騰対策事業採択通知書（業務方法書様式第3号）の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

亀山市長 宛

申請者 住所
(主たる事務所の所在地)

氏名
(団体等名及び代表者名)

※本人(代表者)が署名しない場合は、記名押印してください。

連絡先

肥料価格高騰対策事業費補助金事業計画変更承認交付申請書

年 月 日付け亀農第 号で交付決定を受けた事業の内容又は
経費の配分若しくは金額を次のとおり変更したいので、肥料価格高騰対策事
業費補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更理由
- 2 変更の内容
- 3 添付書類

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

亀山市長 宛

申請者 住所
(主たる事務所の所在地)

氏名
(団体等名及び代表者名)

※本人(代表者)が署名しない場合は、記名押印してください。

連絡先

肥料価格高騰対策事業費補助金実績報告書

年 月 日付け亀農第 号で交付決定を受けた事業の実績について、肥料価格高騰対策事業費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 交付決定額

円

2 添付書類

支援金支払完了報告書

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

亀山市長 宛

申請者 住所
(主たる事務所の所在地)

氏名
(団体等名及び代表者名)
※本人(代表者)が署名しない場合は、記名押印してください。

連絡先

支援金支払完了報告書

年 月 日付け亀農第 号で交付決定を受けた事業について、
下記のとおり支援金の支払が完了したので報告します。

記

1 支援金の支払完了日

年 月 日

2 参加農業者

添付のとおり